

## ベトナムにおける JCM 事業の対応事項

平成 30 年 8 月 27 日

ベトナムにおける円滑な JCM プロジェクトの実施のため、同国において、環境省が公募する以下の JCM 事業に採択された場合、当該事業を実施される事業者（以下「事業者」という。）におかれては、以下の事項について対応をいただくようお願いいたします。

- ① 設備補助事業
- ② アジア開発銀行（ADB）JCM 日本基金事業

### ○ JCM の合同委員会に提出する資料のベトナム語の添付

日・ベトナム間の JCM の合同委員会に各種資料を提出する際には、JCM に係る規則及びガイドラインに規定された英語の資料に加えて、当該資料をベトナム語に翻訳した参考資料も提出することが求められています。現時点でベトナム語への翻訳が求められている資料は、下表の通りとなります。ベトナム語に翻訳した資料の作成については、別途、環境省や関連機関との相談となります。

なお、合同委員会で採択する申請資料は英語版であり、ベトナム語の資料はあくまで参考資料となります。

ベトナム語への翻訳が求められている資料	
1	方法論案（パブリックコメント前及び承認後に変更する場合） （スプレッドシート及び Additional Information を含む）
2	PDD 案（パブリックコメント前及び登録後に変更する場合） （モニタリング計画書を含む）
3	検証報告書

PDD： Project Design Document